

保護者の皆様

平成30年10月16日
文京区立青柳小学校
校長 畑中秀夫
生活指導主任 高橋励門

教科書、ノート等学用品に関する持ち物の配慮について

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

先日、文部科学省と文京区教育委員会より「児童生徒の携行品に係る配慮について」の通達があり、本校では児童の携行品に関する検討を進めてきました。そこで、児童生徒の携行品の重さや量が、身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと等の懸念があるという点を踏まえ、児童の携行品を次のように配慮いたします。

○毎日持ち帰る学用品等

国語のノート	算数のノート	連絡帳
連絡袋	筆記用具	宿題に関する教材
筆箱	ランチョンマット	ハンカチ
ティッシュ		

※ノートを提出した際は、持ち帰らないこともあります。

※宿題に関する教材は、各学年の担任の先生の指示に従ってください。

※この他、自分の持ち帰りたい教材に関しては持ち帰って構いません。

※毎週末には、体操着、上履き、給食着（当番の際）を持ち帰ります。

※学期末には、学校で保管している教材以外は、全て持ち帰ります。

※学年末には、全ての教材を持ち帰ります。

○その他の教材

その他の教材については、学校で保管をしたり、学校に置いていたりしてよいものとします。

学校で保管する教材については、各担任から児童にお伝えいたします。

また、教材の下巻については、使用時期が来るまでは引き続きご家庭で保管をお願いいたします。

※17日（水）より実施いたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。